

令和4年4月20日

保護者様

板橋区立 三園小学校校長

玉田 秀穂

長期欠席及び出席停止等を理由とした給食費返金について

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校徴収金につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

長期欠席（給食提供日を連続して5日以上欠席）等による給食費の返金または翌月以降の徴収額変更（以下、「返金等」）は下記のとおりです。

記

【病気やケガ等による長期欠席】

届出日を0日とし、4日目（学校休業日等を除く）以降が返金等の対象となります。

（例）

10月1日 （月）	10月2日 （火）	10月3日 （水）	10月4日 （木）	10月5日 （金）
欠席	欠席	欠席	欠席	欠席
届出日	—	—	—	返金対象

◎理由によっては返金等の対象外になることがあります。

◎学校あて学校給食停止届の提出*をお願いします（用紙はホームページにあります）。

◎学級閉鎖等も、学校が決定した日*を0日目とし、4日目以降が返金等の対象となります。

※ 提出時間・決定時間によっては、5日目以降が返金等の対象初日になります。

※ 給食を停止する場合には、保護者の方からの申請が必要となります。

届出日 年 月 日

学校給食停止届

板桥区立三園小学校長 宛

保護者氏名 _____

住 所 _____

次のとおり給食提供日を連続して5日以上欠席または給食を喫食しないため、届け出ます。

※1人につき、1枚の提出をお願いいたします。

対象となる 児童または生徒	学 年	年 組 番
	氏 名	
停止期間	月 日 (曜日) から 月 日 (曜日) まで	
停止理由		

<必ずお読みください>

- 学校が受理した日を0日とし、4日目^{*1}以降が返金または次回以降の給食費徴収額の変更（以下、「返金等」）対象となりますが、受理時間によっては、5日目以降が返金等の対象初日になります。
- 停止期間の終了日を変更したい場合は、4日前^{*2}までに学校に届け出てください^{*3}。
【例】10月1日（月）から10月15日（月）までの停止で届け出たものを、10月12日（金）からの給食再開へ変更する場合、10月8日（月）までにお申し出ください。
食材発注の状況上、ご協力をお願いいたします。
- 電話・メール連絡で届け出た場合、登校時に書面での提出をお願いします。
- 理由によっては返金等の対象外になることがあります。

※1 ※2 「学校休業日」「給食提供のない土曜日」を除きます。

※3 学校給食停止期間 変更届

<学校使用欄>	
受 理 日	電話・FAX・直接・メール受理日 () / 書面受理日 ()
返 金 対 象	日分
返 金 方 法	月の徴収額を変更 返金 口座振込 (月 日)

届出日 年 月

学校長	副校長	事務	栄養士	担任

学校給食停止期間 変更届

板橋区立三園小学校長 宛

保護者氏名 _____
住 所 _____

学校給食停止期間を変更するため、届け出ます。

※ 1人につき、1枚の提出をお願いいたします。

対象となる 児童または生徒	学 年	年 組 番
	氏 名	
給食再開希望日	月 日 (曜日) から	

<必ずお読みください>

- 停止期間の終了日を変更する際は、4日前^{*1}までに学校にお申し出ください。
【例】10月1日(月)から10月15日(月)までの給食停止で届け出たものを、10月12日(金)からの給食再開へ変更する場合は、10月8日(月)までにお申し出ください。食材発注の状況上、ご協力をお願いいたします。
- 電話・メール連絡で届け出た場合、登校時に書面での提出をお願いします。
※ 1 「給食提供のない土曜日」「学校休業日」を除きます。

<学校使用欄>

受 理 日 電話 ・ FAX ・ 直接 ・ メール受理日 () / 書面受理日 ()

返金対象 日分

返金方法 月の徴収額を変更 返金 口座振込 (月 日)

そ の 他

学校長	副校長	事務	栄養士	担任